

令和 8 年第 3 回加須市議会定例会

条 例 新 旧 対 照 表

令和 8 年 8 月 2 8 日招集

加 須 市

目

次

第 8 2 号議案	加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	
	加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例	1
	加須市印鑑条例	9
第 8 3 号議案	加須市税条例の一部を改正する条例	1 0

加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>加須市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術</u>を利用する方法により<u>手続等を行うために必要となる</u>事項を定めることにより、<u>手続等に係る関係者の利便性の向上並びに</u>行政運営の簡素化及び効率化を図り、<u>もって市民生活の向上に寄与する</u>ことを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 条例等 市の条例及び市の執行機関（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。<u>以下同じ。</u>）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3) <u>市の機関等</u> 市の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。	<u>加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>市の機関に係る申請等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民</u>の利便性の向上を図るとともに、<u>行政運営の簡素化及び効率化に資する</u>ことを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 条例等 市の条例及び市の執行機関（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。<u> </u>）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3) <u>市の機関</u> 市の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

改 正 後	現 行
〔削る〕 （４） 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u> （５） 略 （６） <u>電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u> （７） <u>申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。</u> （８） <u>処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごと</u>	（４） <u>申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。</u> （５） 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等</u> 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 （６） 略 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕

改正後	現行
に、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。 （９）縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。 （１０）作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。 （１１）手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。 （電子情報処理組織による申請等） 第３条 _____申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。 ２ 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の_____条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。 ３ 第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に<u>当該市の機関等</u>に到達したものとみなす。 ４ 申請等のうち_____当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>電子情報処理組織を使用した個人番号カ</u>	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 （電子情報処理組織による申請等） 第３条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により _____書面等により行うこととしている _____ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、_____電子情報処理組織（市の機関 _____の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と<u>申請等をする者</u> _____の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 _____）を使用して行わせる _____ことができる。 ２ 前項の規定 _____により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 _____当該申請等に関する条例等の規定を適用する。 ３ 第１項の規定 _____により行われた申請等は、<u>同項の市の機関 _____</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に<u>当該市の機関 _____</u>に到達したものとみなす。 ４ 第１項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により _____署名等を行うこととしているもの _____については、当該条例等の規定にかかわらず、 _____

改正後	現行
<u>ード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代える</u>ことができる。 <u>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u> <u>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u> <u>(電子情報処理組織による処分通知等)</u> <u>第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u>	氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって<u>当該署名等に代えさせる</u>ことができる。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕

改正後	現行
<u>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u> <u>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> <u>4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u> <u>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録による縦覧等）</u> <u>第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）</u>	〔新設〕

改正後	現 行
<u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u> <u>（電磁的記録による作成等）</u> <u>第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u> <u>3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u> <u>（適用除外）</u> <u>第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。</u> <u>（1） 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等</u>	〔新設〕 〔新設〕

改正後	現行
<u>を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関等が定めるもの</u> <u>第3条から前条までの規定</u> <u>(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</u> <u>第3条及び第4条の規定</u> <u>(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</u> <u>第5条及び前条の規定</u> <u>(添付書面等の省略)</u> <u>第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u> <u>(市の手続等に係る情報システムの整備等)</u> <u>第9条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行</u>	〔新設〕 (行政手続に係る情報システムの整備等) <u>第4条 市は、市の機関に係る行政手続における情報通信の技術の利用</u>

改 正 後	現 行
政の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備 その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信技術を活用した行政 の推進における安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じな ければならない。</u> 3 市は、<u>市の機関等</u>に係る<u>手続等</u>における情報通信技術を活用した行政の 推進に当たっては、<u>当該手続等</u>の簡素化又は合理化を図るよう努めなけ ればならない。 （<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況の公表） <u>第10条</u> 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができ る<u>市の機関等</u>に係る<u>申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による <u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況について、インターネッ トの利用その他の方法により<u>随時</u>公表するものとする。 <u>第11条</u> 略	<u> </u>の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備 その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信の技術の利用</u> <u> </u>における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければ <u> </u>ならない。 3 市は、<u>市の機関</u>に係る<u>行政手続</u>における情報通信の技術の利用 <u> </u>の 推進に当たっては、<u>当該行政手続</u>の簡素化又は合理化を図るよう努めなけ ればならない。 （<u>申請等に係る電子情報処理組織の使用</u>に関する状況の公表） <u>第5条</u> 市長は、<u>少なくとも毎年度1回</u>、<u>市の機関の</u> <u> </u><u>申請等に係る電子情報処理組織の使用</u> <u> </u>に関する状況について、インターネッ トの利用その他の方法により <u> </u>公表するものとする。 <u>第6条</u> 略

【附則第3項による改正】

改 正 後	現 行
加須市印鑑条例 第1条～第13条 略 （印鑑登録証明の申請） 第14条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が電子情報処理組織（<u>加須市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成22年加須市条例第14号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、登録証を添えることを要しない。 4 略 第15条～第20条 略	加須市印鑑条例 第1条～第13条 略 （印鑑登録証明の申請） 第14条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が電子情報処理組織（<u>加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成22年加須市条例第14号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、登録証を添えることを要しない。 4 略 第15条～第20条 略

加須市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
加須市税条例 第１条～第３４条の５　略 （寄附金税額控除） 第３４条の６　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は所得税法第７８条第２項第２号から第４号までに掲げる寄附金（ _____法第３１４条の７第１項第２号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるものに対する寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第３４条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）　略 （２）　<u>公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）第６条の認可（県知事の認可に限る。）を受けた公益信託</u> （３）　略 ２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（<u>法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。	加須市税条例 第１条～第３４条の５　略 （寄附金税額控除） 第３４条の６　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は所得税法第７８条第２項第２号及び第３号 _____ に掲げる寄附金（<u>同条第３項及び租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の３の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、</u>法第３１４条の７第１項第２号に掲げる寄附金を除く。）_ _____ のうち次に掲げるものに対する寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第３４条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）　略 （２）　<u>県知事又は県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託</u> （３）　略 ２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（<u>法附則第５条の６第２項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。

改正後	現 行
(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 略 第36条の3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。)の氏名 (3)・(4) 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情	(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 略 第36条の3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名 (3)・(4) 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情

改正後	現 行
報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。	報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。
6 略	6 略
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>	第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>
<u>（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u>	<u>（1） 当該公的年金等支払者の名称</u>
<u>（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u>	<u>（2） 特定配偶者の氏名</u>
<u>（3） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定</u>	<u>（3） 扶養親族又は特定親族の氏名</u>

改正後	現行
<u>の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>（1） 公的年金等支払者の名称</u> <u>（2） 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>（3） 特定配偶者の氏名</u> <u>（4） 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>（5） その他施行規則で定める事項</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に</u> <u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する</u> <u>ことができる。</u>	<u>（4） その他施行規則で定める事項</u> 〔新設〕 <u>2 前項</u> <u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項</u> <u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項</u> <u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項</u> <u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u>

改正後	現行
第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第7条・第7条の2 略 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第7条・第7条の2 略 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

改正後	現行
第7条の5～第9条 略 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 第10条～第17条 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。</u>以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第1</u>	第7条の5～第9条 略 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項_____ _____に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 第10条～第17条 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。</u>以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 〔新設〕

改 正 後	現 行
<u>5号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> 第17条の3～第25条 略	第17条の3～第25条 略